

○船橋市スポーツ推進審議会条例

昭和51年3月31日

条例第24号

改正 平成23年12月20日条例第30号

船橋市スポーツ推進審議会条例

(平23条例30・改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関し、必要な事項を調査審議させるため、スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例30・全改)

(委員)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、学識経験者及び市職員のうちから船橋市教育委員会が委嘱又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の船橋市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により委嘱又は任命されているスポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の船橋市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第2条の規定によりスポーツ推進審議会

の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における当該者のスポーツ推進審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定により定められているスポーツ振興審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ施行日において新条例第4条第1項の規定によりスポーツ推進審議会の会長及び副会長として定められたものとみなす。